

生及び回収実績表（昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。）を添附するものとする。

8 道路整備特別会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、新法第十四条第二項に規定する書類のほか、地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表又は歳入歳出決算には、新法第十四条第二項又は第十五条第二項に規定する書類のほか、地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

9 道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

理由
道路整備特別会計において、道路整備事業に係る地方負担金の地方債証券による納付及びこれに対する資金的措置としての借入金の借入れを行なわないこととし、同法の規定を改めることとする。

9 道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

理由
道路整備特別会計において、道路整備事業に係る地方負担金の地方債証券による納付及びこれに対する資金的措置としての借入金の借入れを行なわないこととし、同法の規定を改めることとする。

生及び回収実績表（昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。）を添附するものとする。

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十五年二月十八日
内閣総理大臣 岸 信介

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律
特定港湾施設工事特別会計法（昭和三十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

特定港湾施設工事特別会計法（昭和三十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の特定港湾施設工事特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度の予算についても、なお従前の例による。

3 改正前の特定港湾施設工事特別会計法（以下「旧法」という。）第十一条第一項の規定による借入金で

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

第三十九条第一項中「昭和三十五年七月三十日」を「昭和四十年七月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第十一條の規定は、昭和三十五年四月一日以後に同法第十条の規定により施行なら優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定に行なう優生手術に関する費用については、なお從前の例による。

者が受胎調節のための医薬品の販売することができる期間を五ヵ年間延長し、昭和四十年七月三十一日までとすることが第二でございます。

本案は、三月三十一日本委員会に付され、四月五日提案者の参議院議員久口弥三郎君より提案理由の説明を聴取した後、同月十三日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、大衆は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと譲り受けたいたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 商工会の組織等に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、商工会の組織等に関する法律案を議題いたします。

右
国会に提出する。
商工会の組織等に関する法律案
内閣総理大臣 岸 信介

目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 商工会 第一節 通則(第三条～第十条) 第二節 事業(第十二条～第十九条) 第三節 会員(第十三条～第二十条) 第四節 設立(第二十一条～第二十七条) 第五節 管理(第二十八条～第四十八条) 第六節 監督(第四十九条～第五十一条) 第七節 解散及び清算(第五十二条～第五十五条) 第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六条) 第四章 雜則(第五十七条～第六十一条) 第五章 諸則(第六十二条～第六十六条) 第六章 附則
第二条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、あわせて商工会及び商工會議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする者をいう。
(定義)

二 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者

三 鉱業を営む者

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の規定により会社とみなされる社团

五 有限公司法（昭和十三年法律第七十四号）第二条の規定により商人とみなされる有限公司

この法律において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の商工業者をいふ。

第二章 商工会

第一節 通則

（目的）

第三条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする。

（人格）

第四条 商工会は、法人とする。（名称）

第五条 商工会は、その名称中に商工会といふ文字を用いなければならぬ。

六 商工会でない者は、商工会といふ名称を用いてはならない。（原則）

第六条 商工会は、営利を目的としてはならない。

七 商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。

八 商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(地区) 第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。
(市町村の廃置分合に伴う地区的特例)

第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。
(登記)

第九条 商工会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、商工会について準用する。

(事業の範囲) 第十一条 商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとす

商工会の組織等に関する法律

喜多の名をもつて商行為をする

地圖

二 前項の費用は、國庫の負担とする。
第三十九条第一項中「昭和三十五年七月三十日」を「昭和四十年七月三十日」に改める。

者が受胎調節のための医薬品の販売をすることができる期間を五カ年間延長し、昭和四十年七月三十日までとすることが第一でござります。

長　　記　　目次　　商工会の組織等に関する法律

二 店舗その他これに類似する設
備によつて物品を販売すること
を業とする者

三 鉱業を営む者

(地区)
第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

(成立の時期)	
第二十六条 商工会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。	
(商法の準用)	
第二十七条 商法第四百二十八条规定は、商工（設立無効の訴え）の規定は、商工の設立について準用する。	

(定款)	
第二十八条 商工会の定款には、次の事項を記載しなければならない。	
一 目的	
二 名称	
三 事業	
四 地区	
五 事務所の所在地	
六 会員たる資格に関する事項	
七 会員の加入及び脱退に関する事項	
八 会員の権利及び義務に関する事項	
九 会費に関する事項	
十 役員に関する事項	
十一 総会に関する事項	
十二 経理に関する事項	
十三 事業年度	
十四 公告の方法	
(規約)	
第二十九条 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。	
(役員)	
第三十条 商工会に、役員として、会長一人、副会長一人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置く。	

(会員及び役員(会長を含む))の定数の少なくとも三分の一は、会員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立時の会長及び役員(会長を含む)の定数の少なくとも三分の二は、会員になろうとする商工業者は(法人にあつては、その役員)でなければならぬ。	
(役員の職務)	
第三十一条 会長は、商工会を代表し、その業務を総理する。	
2 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。	
3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。	
4 監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。	
(役員の任免)	
第三十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任され、次各号の一に該当する者は、(役員の任免)	

(監事の兼職の禁止)	
第三十五条 監事は、会長、副会長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。	
(代表権の制限)	
第三十六条 商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が商工会を代表する。	
(代表権の制限)	
第三十七条 会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所に備えて置かなければならぬ。	
(規約)	
第三十八条 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。	
(役員)	
第三十九条 商工会に、役員として、会長一人、副会長一人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置く。	

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)	
第三十九条 会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び	
第三十三条 商工会は、役員に変更があつたときは、速済なく、その旨を通産業大臣に届け出なければならない。	
(役員の任期)	
第三十四条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。	
2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年六月をこえてはならない。	
3 役員は、再任されることができること。	
(監事の兼職の禁止)	
第三十五条 監事は、会長、副会長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。	
(会計帳簿等の閲覧)	
第三十九条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。	
(会計帳簿等の閲覧)	
第三十六条 商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が商工会を代表する。	
(代表権の制限)	
第三十七条 会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所に備えて置かなければならぬ。	
(規約)	
第三十八条 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。	
(役員)	
第三十九条 商工会に、役員として、会長一人、副会長一人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置く。	

(総会の招集)	
第四十一条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通	

(総会の招集)	
第四十二条 会長は、必要があると認めるとときは、臨時総会を招集することができる。	
2 会員は、会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。	
3 会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正當な理由がないのにこれを拒んではならない。	
4 会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、通産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行なう者がいない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。	

(総会招集の手續)	
第四十三条 総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。	
2 総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。	
(総会の決議)	
第四十四条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	

(総会の決議)	
第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第四十六条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第四十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第四十九条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十三条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十四条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	
第五十六条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。	
2 民法第五十五条(代表権の委任)	
3 事業計画及び収支予算の決定	
4 その他定款で定める事項	

(総会の決議)	

理由

国家公務員災害補償法の一部改正及び他の特別職の職員の災害補償制度の整備にかんがみ、裁判官の災害補償制度を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年四月六日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「古市簡易裁判所」を「羽曳野簡易裁判所」に、「上下簡易裁判所」を「府中簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「長野県埴科郡屋代町」を「更埴市」に、「大阪府南河内郡南大阪町」を「羽曳野市」に、「広島県甲奴郡上下町」を「広島県府中市」に、「鳥取県日野郡黒坂町」を「鳥取県日野町」に、「青森県下北郡田名部町」を「大湊田名部町」に改める。

別表第五表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅ヶ崎市」を「茅ヶ崎市」に改め、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「与野市」を「与野市 蔵本村」に改め、「蘇町」を削り、同表大和簡易裁判所の管轄区域の欄中「北

「更埴市（大字稻荷山、桑原、野高場）」に改め、「星代町」及び八幡を除くに改め、「星代町」に改め、「塙生町」を削り、同表岩村田

及

び

「塙生町」を削り、同表岩村田

及

び

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

輸出入取引法の一部を改正する法

律案(内閣提出)の趣旨説明

旨の説明を求める。通商産業大臣池田勇人君。

○國務大臣(池田勇人君) 輸出入取引法の一部を改正する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。

九月、輸出取引法として施行され、その後、昭和二十八年八月、輸出入取引法に改正され、さらに、その後二回の改正を経て今日に至っております。その間、輸出入取引法は、輸出入取引に

あります。

しかしながら、最近における世界貿易の状況を見ますと、諸外国においては、依然として、わが国の一掃の商品の無秩序な進出が問題とされ、差別的な対日輸入制限は、いまだ撤廃されておらないのです。従つて、輸出取引秩序の確立のための施策がますます強く要請されているのです。

さらに、今後わが国の貿易の自由化が進捗して参るに伴いまして、一部商品

については輸入の過当競争の激化が予想され、その対策を整備する必要に迫られておりますとともに、後進諸国との貿易促進のためには、これらの国からの物資の買付を民間の協調体制のもとに進める必要性も増大して参っております。これらの諸情勢に即応いたしまして、この改正案を提出した次第であります。

次に、改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出貨物の国内取引に関する生産業者または販売業者に対する政府規制の規定の新設であります。現行輸出入取引法におきましては、輸出業者の協定の場合とは異なりまして、生産業者または販売業者の輸出貨物の国内取引に限る協定につきましては、アウトサイダー規制を行なうことができるよう改訂し、輸出の過当競争の防止につき万全を期せんとするものであります。

第二は、輸入貨物の国内取引における購入に関する事項についての需要者または販売業者の協定の規定の新設であります。現行輸出入取引法におきましては、輸入取引における過当競争による高値買入等の弊害を除去するため

川正吾君の質疑

は、きわめて厳重な制限のもとに、需要者または販売業者が輸入貨物を購入する場合の国内取引について協定を締結することができるようになること

まして、この点に関する規定を設けました。

者及び輸入業者の協定の規定の新設であります。従来、後進国との貿易にお

ある程度割高な物資の買付を行なつて、わが国の商品の輸出を容易にして

きた例が少くないのですか
貿易の自由化の進展に伴い、政府にお
いてかかる措置をとることは次第に不

可能となりつつあります。今後は、貿易業者間の自主的な話し合いにより後進国との貿易の進歩拡大をはかること

が必要でありますので、輸出入の調整に關する輸出業者及び輸入業者の協定に関する規定を設けることといたしました。

第四は、貿易連合の制度の創設であります。貿易商社が連合して貿易取引を行なうということは、貿易取引の秩序の確立という観点からも、また、特に中小商社の健全な発展のためにも必要であります。が、現行法令における諸制度をもつていたしましては所期的目的を達成することが困難と考えられますので、今回、連合して貿易取引を行なう貿易業者の社団に、貿易連合といふ名のもとに新たに法人格を付与し、その助長をはかることとし、所要の規定を設けることといたしました。

右のほか、今回の改正案におきましては、輸入組合の設立を容易にする」と、輸出組合、輸入組合等の事業内容を明確にし、非出資組合を非課税法人にすること等、若干の改正を行なうこととしております。

以上の改正によりまして、関係業界の協力と相まって、貿易の秩序ある発展が期待されるものと、深く確信いたしておる次第であります。

以上が輸出入取引法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○板川正吾君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案について、岸総理以下関係閣僚に対し若干の質疑を行ない、本改正案が、貿易自由化に伴う過当競争の防止という名目のもとに、その実は、輸出入に関する国内取引に、企業間の協定の強化、すなわちカルテル体制の強化をはかり、農民、中小企業者、労働者等に対し独占価格を押しつけ、大資本の利潤を守らんとする以外の何ものでもないということを明らかにせんとするものであります。(拍手)

○板川正吾君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案について、岸経理以下関係閣僚に対して若干の質疑を行ない、本改正案が、貿易自由化に伴う過当競争の防止という名目のもとに、その実は、輸出入に関する国内取引に、企業間の協定の強化、すなわちカルテル体制の強化をはかり、農民、中小企業者、労働者等に対し独占価格を押しつけ、大資本の利潤を守らんとする以外の何ものでもないということを明らかにせんとするものであります。(拍手)

れわれの記憶に新しいところであります。

今回、政府は、性よりもなく、輸出

入取引法の改正案を提出してきましたが、おもしろいことに、この提案理由を見ますと、廃案となつた前二回が不況による過当競争の防止という理由で

あるのに反し、今回は貿易の自由化による過当競争の防止と変わつておることであります。これは、常にまことしやかな理由を掲げて国民の目をこまかし、財界かねての要求である独禁法の骨抜きをはからんとする岸内閣の陰陥きわまりない本質の現われとして、われわれの断じて容認できないところであります。(拍手)

そこで、まず、私は、本法改正にあたり、政府の基本的な態度について、岸内閣にお伺いをいたしたいと存じます。第一に伺いたいことは、カルテル体制の強化と貿易自由化についてであります。本法改正案で第一に不可解なことは、その改正の理由であります。貿易を自由化すると国際競争が激しくなるから、カルテル体制を強化し、国内取引での競争を制限するといふのであります。本法改正案で第一に不可解なことは、その改正の理由であります。

第一に伺いたいことは、カルテル体制について、岸内閣の陰陥きわまりない本質の現われとして、われわれの断じて容認できないところであります。(拍手)

対策としてカルテル体制の強化をはかることは、政府の貿易管理権を大資本の手に移すことであつて、本質的には何ら変わりはないのであります。これを見ますと、廃案となつた前二回が不況による過当競争の防止といふ理由であります。これは、常にまことしやかな理由を掲げて国民の目をこまかし、財界かねての要求である独禁法の骨抜きをはからんとする岸内閣の陰陥きわまりない本質の現われとして、われわれの断じて容認できないところであります。(拍手)

第二に伺いたいことは、総理は、最近、海外の独占禁止政策をいかに認識しておるかということであります。第二次大戦後、世界各国は、カルテル容認の思想が全体主義に立脚し、戦争経済を通ずるとしてこれを排し、自由競争を基礎とする国際貿易によつて平和経済を確立するという目的のもとに、国際通貨基金やガットが生まれたことは、御承知の通りであります。その後、西欧各国は戦後経済から立ち直り、貿易自由化の体制を整備しつつ、各国とも国内の独占禁止法制の充実をはかり、国内取引における競争を確保し、同時に、国際的にも反カルテル政策を強化する動きとなり、一九五八年、ガット総会では、ついにカルテル非難決議をいたしたのであります。このように、自由貿易を目指とするガット加盟国がみなカルテル禁止政策をとりつづけるといふことで、まことに矛盾もはなだしいといふべきなりません。(拍手)特に、カルテルは、常に大企業の指導権下に行なわれるものであるから、貿易自由化の

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第三に伺いたいことは、岸内閣の商工行政に対する基本的な考え方であります。申し上げるまでもなく、戦前、はるかに人口密度の高いオランダ、ベルギー等に比較すると、九分の一ないでは貿易自由化と相反すると思うが、これでは貿易自由化が必要であるといふことは、岸内閣の見解を伺いたいのであります。第二に伺いたいことは、総理は、最も重要な問題を伺いたいのであります。(拍手)

第二は、各國の独占禁止法制の中で、公然と国内取引における競争を実質的に制限するカルテル及びアウトサイダー規制を認めている国はないと思うが、大臣はどう見ておられますか。もしありとするならば、一体どことどこの国にあるか、国名をあげてお答えを願いたいのです。

次に農林大臣に伺います。

農林大臣は、全國の農業団体や漁業団体等がこそつて本法改正に反対している事實をどう考えておられますか。

御承知のように、反独占の思想は、七十年前、米国の東部農民の独占の横暴に対する戦いから端を発して参ったものであります。今日、独占が農民の敵だという思想は、国境を越え、世界の常識となつておるのであります。本

は、本法が改正された場合、米国の政府等より、日米通商航海条約第十八条第一項の独占及びカルテル禁止の条項違反として将来問題とされるおそれはないか、ということです。

第二は、現在、ガット三十五条を援用して、わが国にガット加盟国の待遇

を与えていない国が英國等十四カ国あります。

第一項の独占及びカルテル禁止の条項によるダンピングを理由としています

が、本法の改正が通れば、さらにその上に、國際慣行を無視するカルテル政策によって、日本はますます國際經濟社会の無法者として非難的になると思ふが、これに対し外相の見解はどう

思ふが、これまで、農林大臣は、本法の割合でこれが強化法に対しても反対したといふ声を聞かないのであります。まことに遺憾といわなければなりません。

そこで伺いますが、農林大臣は本法改正が農民に絶対に不利益を来たさないと断言できるかどうかということであります。農民に不利益なしとするな

らば、もし、将来、それが事實をもつて明らかにされた場合、一体、農林大臣は、政治家としていかなる責任を負

ておるのであります。御承知のように、公正取引委員長は、独禁法第四十四条第二項により、独禁法の目的を達成するため、国会に対し意見を述べる権限を持っております。

そこで伺いたいことは、貿易の自由化に伴い、わが国今後の独禁法制のあり方に對して、一体いかなる見解を

持つておられるか。独禁法は強化されるべきと思うが、どうか、この際、率直な見解を表明してもらいたいのであります。(拍手)

以上申し上げました私の論点は、本來ならば、自由主義經濟を標榜する政府及び自由民主党によつて主張されるべき性質のものであります。しかるに、

今日は、自由民主党の中に同調の声なきアーフショ・經濟に移行しつつあるわが

國經濟の危険なる現状を指摘しつつ、本質問を終わる次第であります。(拍手)

【國務大臣岸信介君登壇】

○國務大臣(岸信介君) お答えいたし

ます。

第一点は、貿易の自由化とカルテル

の強化の問題についての御質問であります。日本の經濟は、御承知の通り、

貿易に依存しておる度合いがきわめて

大きいのであります。従つて、輸出

入とも、その貿易を拡大していくこと

が日本の經濟を繁栄せしめ、日本經濟

が日本でもなく、日本の經濟の

自体を成長せしめる上から、絶対に必要

が日本でもなく、日本の經濟の

法を改正しようといふのであります。そういう意味において、今回、この輸出入取引法を改正しておられるのであります。それで、われわれは、これによつて御心配になつておるような独占企業を拡大しないといふ考え方ではないのであります。

そこで、こういうやり方が海外における独占禁止の國際的な大勢に逆行するものではないかという意味の御質問であります。戦後、独占禁止について各

がとつております。そこで、公正な自由競争を確保するために、そういう独占的な行動を

禁止するという傾向になつておることは、御指摘通りであります。た

だ、その立法の状況、實際のやり方を

見ますると、これは、やはり、その

国々の実情に従い、その国々の産業や

經濟の実情に沿うようなやり方をやつ

ております。ある場合においては、競争や独占行為から生ずる弊害を禁

止、制限するというやり方もあります

し、独占行為自身を全部禁止するとい

うような法制をとつておるところと、

両方あると思います。そうして、ガッ

トの決議につきましても御指摘があつ

た通りであります。私どもの今回の

この立法といふものは——日本貿易に

伴うところの従来の弊害、その弊害を

指摘されて、各國においていろいろな

日本商品に対する特殊の制限すら設け

られておる。ガット三十五条の適用の問題に關しましても、むしろ、日本商品の過当競争から生ずるところの弊害に対する制裁が加えられておるといふ実情であります。従つて、そういうものを、われわれが適当に制限し、除していくということは、決して、国際の大勢に反するとか、あるいはガットの決議に反するというようなものではない、と考えております。

第三は、私の商工行政に対する基本的態度いかんといふ御質問であります。特に、私がかつて商工省の役人とし、また商工大臣としてやつたところの商工行政というものを、今日もなお引き続いてやる考えじゃないかといふ御質問であります。言うまでもなく、当時の経済事情と今日とは全然違っております。また、法制の上から申しますても、当時は、独占禁止法といふようなものが産業経済の基本法として制定もされておりません。また、この法律が設けられました当時、いわゆる全解禁によつて日本の不況をいかにして克服するかという課題があり、日本の産業の実情が非常な過当競争によつて共倒れになるというようなおそれがある場合におきまして、カルテルを強化することによって、各種産業の維持と、その基礎の確立と安定ということを一貫して強化するという考えは、私

は決して持つておるわけではありません。しかし、市場が小さいので、従つて、東西貿易を盛んにする、ことに、中共貿易を拡大していく必要があるのではないかとかぎりであります。もちろん、日本の貿易を拡大していく上におきましては、自由主義の国だけではなくくて、共産主義の国に対しましてもまた貿易を拡大していくという方針のもとに、すでに日ソ間の貿易協定等について、御承知の通りであります。ただ、中日貿易につきましては、私どもは、あくまでもこの日中貿易といふものを途絶するとか、あるいはこれをしないこと、ということを申したことは全然ないのです。むしろ、われわれとしては、そういう貿易、経済の面は、依然として、従来と同じように、これを拡大していくという考え方を持つております。いわんや、私が従来しばしば申し上げているように、中共側が非難しているように、敵視政策をとつてゐるとかいうような考え方では全然ございませんで、私どもは、あくまでも、貿易、経済の点においては、お互に交流することがお互いの利益であるという観点に立つておるのであります。ただ、政治的問題をこの際に解決するとることは、日本の置かれておるところの国際的の立場からいって、そういうことは今日直ちに考えられない。し

かし、それは敵視政策をとっているからではございません。日中両国が置かれておる国際的の関係を考えるならば、私は、良識ある人はその点については十分に理解されることだと信じております。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げます。

が國の産業を拡大し、貿易を振興さるが、上の最小限度の規制を行なおうとするものであります。これによりまして、發達を期せられると考へておるのであります。

なお、いろいろ弊害の問題が起ります。
といふ御心配もございましょう。しかし、これは法律にも書いております。まことに、お詫の農林水產關係物資につきましては、通產省は、主務大臣である農林大臣と十分打ち合わせをいたしました。また、公取ともあれいたしまして、弊害がある場合には認可を取り消す等、万全の措置をとるように準備いたしております。

なお、独占禁止政策についての各國の例といふ御質問でございますが、これは、先ほど總理がお詫になりましたように、原則として制限行為を禁止し、例外にこれを許しておるドイツ、日本、アメリカのよくなやり方もござります。また、イギリスのことく、制限行為はしないで自由にやつてゐる、しかし、そのカルテルその他が經濟界に悪影響があると認めたときにこれを禁止する、この二通りのやり方がござります。私は、日本の独占禁止に対するいろいろな考え方方は、独、英、米と比べて行き過ぎてはいない、と確信しております。(拍手)

○國務大臣(菅野和太郎君) 農林大
臣に対する御質問がおありであります。この改正法によつて、農林漁業
に不利益を来たさないかといふことについてのお尋ねであつたようになります。
たが、ただいま通産大臣からもその
テルを法文上で容認する場合には、
林漁業者の利益を不当に害しないこと
うことを条件にいたしております。
これから、また、ただいま通産大臣から
もお話をあつましたが、農林漁業者
必要とする主要な生産資材につきま
てカルテルを容認する場合には、通産
大臣と協議の上で容認するということ
にいたしておりますからして、從つて、
て、法文上並びに運用上において決して
て農林漁業者には不利益を来たさない
ということを確信いたしております。
(拍手)

臣者ま点し農ルのに者らでい屋しのりとすいしつと方音よ第ニハ、

でありますので、現にその運用適正を得ておりますので、日米両国相互の貿易の健全な発展に資するところが多いのです。そして、アメリカ側もその点は十分認めております。

ダンピングの非難がますます出てきはしないか、こういうような御質問でございます。元来、日本がただいま非難されておりますのは、過当競争によつて非常な安い品物を輸出している、そして、それぞれの国の市場を荒らしている、影響を及ぼしているといふところに非難があるのでございます。輸出入取引法は、もともと、わが国の輸出を正常にして、そらして、できるだけ秩序ある取引体制を打ち立てて、いうということでござりますから、この点から見ましても、ダンピングの非難をむしろ是正していく方向に向かって参りますので、低価格輸出問題を解決することによりまして、かえつて対日差別待遇問題等の解決の道を開き得るのだ、というふうに考えております。

〔政府委員佐藤基君登壇〕

貿易の自由化に伴いまして、財界界に
おいて独禁法を緩和すべしといふ要望
があるということは、よく存じております。
しかし、独禁法は、申すまでもなく、
經濟基本法でありますので、これ
改正、ことに緩和ということは、必ず
めて重要な問題でありますので、われ
われは原則として反対の立場をとつてお
りますし、かりに、やるにしてお
りますし、かりに、やるにしてお
ります。

次に、国の施策と独禁法の関係につ
きまして、ただいま独禁法第四十四条
第二項の規定のお話をありましたが、
独禁法第四十四条第二項の規定により
まして、国会に対しまして公正取引委
員会は意見を述べることができるこ
になつておるのであります。しかしながら、
がら、従来におきまして、公正取引
委員会は、政府の提案するところの生
令であるとか、あるいはまた行政措置
これらで独占禁止法に關係のあるもの
につきましては、事前に協議をいたた
ておりまして、十分意見を調整の上、
結論を出しておるのであります。従い
まして、今国会に御審議を願いまする
ところの輸出入取引法であるとか、あ
るいは織綿工業設備臨時措置法、これ
らの改正案につきましても、十分關係
官庁と協議して意見の調整を行なつ
てしましては、国会に対して意見を提出
することは考えておりません。

次に、海外の諸国の独占禁制度でございますが、米国におきましては、一九二〇年に有名なシャーマン法ができて、独占禁制といふものが整備強化されたのであります。しかし、大多数の国におきましては、九〇年に第二次大戦後におきましては、先ほど通産大臣からお話をありました通り、法の建前からもお話をあります。また、その法を二つの行き方がある。一つは、その国の国情、二つは、きわめて困難ではないかとお思つております。公取といたましても、直ちにどちらの国の法律と比較するということは、きわめて困難ではないかと思つております。公取といたましても、これまでのところは、従来から、外国の独占禁止政策につきまして調査研究をしておるのであります。本年度の予算におきましては、国際取引課が新設されることになったのであります。そこで、この国際取引課を通じまして、独占禁止法の海外における法制等をさらに研究いたしますほか、国際カルテル、トラストの動向の調査検討を進めまして、独禁法の適正な運用と自由化対策の検討に資したいと考えております。

律案に對して、岸首相外各所管大臣に質問をせんとするものであります。

政府は、昭和三十三年十月の第三十回国会に独禁法の改正案を提出して審議未了となり、次の国会で輸出入取引法の改正案を提出して、これまた審議未了となつております。今回政府が本案を提出した真意は、これら二案がいずれも審議未了のまま廃案になつた経緯にかんがみ、従来の独禁法を骨抜きにしようとするねらいを、今度は貿易の自由化に備えるための輸出入取引法改正という新しい擬装をもつて提出したものであります。政府は、最近、急に貿易・為替の自由化に非常な熱意を示してきて、今後三年間に九〇%まで自由化する方針を発表しております。われわれも、貿易の自由化は、基本的には反対するものではありません。わが国の経済発展の長期見通しに立つ限り、これと積極的に取り組むことは民族的課題であると信ずるものであります。しかし、それを達成するには多くの困難がそれに伏在しておるといふことを知らなければなりません。

政府は、従来、貿易の自由化について積極的な意図を示しておらなかつたにもかかわらず、岸首相が安保改定調印のために渡米するに際して、急に自由化品目を発表するなどの熱意を示します。(拍手)対米輸出が黒字に転じた

最近の貿易事情から見て、うなづける節がありますが、しかし、もし、しっかりとすれば、あまりにも自主性のない態度であるといわなければなりません。また、そうでないといふならば、あまりに唐突な政策転換であると論者が引き合いに出す西欧各国の自由化が非常に進んでることは事実であります。ですが、これは長期にわたる準備と努力によって達成したものであります。

西独の例をもつてみましても、エア・ハルト氏の名著「ドイツ経済の奇跡」によりますと、西独政府は、その成立の当初から、貿易の自由化を達成するため積極的な方針を立て、異常な努力を続けてきたことが、うかがえるのであります。しかも、西欧には、現在、歐州共同市場と自由貿易連合の二つの機構があって、相互扶助の体制ができるております。

しかるに、日本は、戦後今日まで一貫して外貨割当制度を堅持して、国内産業を温室の中で保護してきたのであります。さらに、日本の経済は、地域ブロックのささえもありません。また、中国貿易の再開も政府は考えておらないという状態であります。そして、他のアジア諸国との多角決済貿易に自由化の荒風にさらすことは、温室の花を寒風にさらすようなものであり

さるに、わが党は、中小企業の産業分野の確保に關する法律を本国会に提出しております。これは、最近、大企業が系列化、金融支配等の形で中小企業の分野に侵入してきましたので、本案が施行されれば、さらにその傾向が強くなることは必至であります。政府は、貿易の自由化を行なうために、中小企業の振興を中心とした輸出産業分野を確立する法律を定めるべきであると思うが、どうであろうか、その点、わが党のこの提案に対し賛成されるかどうかを承りたいのであります。

次に、農林大臣代理の方にお伺いしたいのであります。が、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会等、協同組合関係者がこそつて本案に反対しておるのは、本法の施行によつて、需要者の協定を促進し、零細農林漁業者の購入する生産財、消費財の価格値上げのおそれがあり、かつ、從来協同組合が行なつてきた貿易ができなくなるからであります。従つて、農林省の立場から見ても、從来本案に強く反対しておられたと聞いておるのでありますが、ついに最後に賛成せられたのは、屈服したものであるか、あるいは妥協したものであるか。妥協したものであるならば、いかなる点で妥協したのかを明確にしていただきたいのであります。

わが党は、このような悪法に対しても、あくまで絶対反対いたしまして、外

は、中小企業者、農林漁業者等、広範な国民の各層と提携して、院内にあつては、野党勢力を一丸として、あくまでも政府案の成立を阻止する決意を持つておることを最後に申し述べて、私の質問を終わりたいと存じます。
（拍手）
〔国務大臣岸信介君登壇〕
○国務大臣（岸信介君） お答えをいたします。
加藤君も、貿易の自由化は、日本の経済の長期的な発展の上から推し進めるべきものである。しかし、それには十分準備をすべきものであつて、西独の例等を引かれて、政府がそういう準備をしてやるべきである。それを、唐突に、何かアメリカから強要されたたまに、うな疑いでもつて、急にこれに力を入れておるのは、はなはだ解せないというふうなことは、全然事実に反しておるのであります。政府は、従来からして、私が安保条約の調印に参ります。政府が慎重な態度をもつてこれに対してもおることも当然でございます。そうしておることも当然でございます。そうして、私が安保条約の調印に参ります。機会に米国からこれが強要されたといふふうなことは、全然事実に反しておるのであります。政府は、従来から IMFやガットの会議等におきましては、この方針を明らかにし、政府としてはそれぞれ準備を進めて参つておつたのでございます。ただ、たくさんのもとの、すでに昨年行なわれましたのでござります。

品目について、また、各種の産業の実施上につきまして、すべてのものを一律に自由化するというような無謀なことをすべきでないことは、言うを待たなければならぬことは、言うを待たなければなりません。また、御指摘のありましたような、中小企業や農業等に及ぼす影響というものを特に重大に考えて処置しないのであります。

政府は、これらの問題についての検討を——大体五月には全体のスケジュールを作つて、三年くらいを目途として、九〇%を目指しての自由化のスケジュールをきめたいということを申しておるのでござります。これができないのにこの法律を出すのは、はなはだおかしいじやないか、という御質問であります。が、この五月に作るといふことは、全産業に対し、日本の自由化の全体的の計画をそれまでに検討して、そらして、その全貌を明らかにしたいというのが、私どもの趣旨でございます。日本の経済は、先ほど申し上げましたように、貿易を拡大していく上におきまして、従来の輸出入の面においての、無秩序な、また過当な競争から生ずる弊害というものは、従来も各方面から指摘されておることであります。特に自由化によつてそれが激化するおそれがございますので、本案につきましては、すでに昨年の夏あたりから通産省におきまして検討を加えて今回提出いたしたものでござい

まして、別に突如としてこの案を出したという意味ではありません。

また、この法律が独禁法の違反ではないか、先ほど申し上げた違反ではなく、日本の独禁法は、一般的に、カルテルのこときに説明せいいといふ御要求であります。併し申し上げるまでもなく、日本の独禁法は、一貫して、カルテルのことき共同行為を禁止するという原則をとつております。しかしながら、同時に、國民經濟的觀點から見て必要な共同行為については、独禁法自体においても例外を認めておりますし、また、個々の立法によりまして、政府の認可であつるとか、あるいは届出その他の条件のもとに容認するという建前がとられておるのであります。この建前から申請しまして、この改正は、われわれがねらつておるところの、貿易に関するの不當競争を抑えるための共同行為を止めます。この改正是、わざわざがねうものが、それぞれ法律に規定されている条件のもとに容認されるということは、決して独禁法に違反しているものでもございませんし、また、何らこれは大企業を擁護するための法律ではないわけござります。(拍手)

由のために日本の商品が一時的にブレードする、すなわち、流れ込むといふことがあるというので、非常に非難され受けたおつたであります。私は、この機会に、日本の貿易を伸張させよから見まして、輸出業者のみならず、その背後におりまする生産業者に対しましても、こういう非難を外国から受けないよう、うな制度にしていくことが、国民経済上、また産業貿易上、必要であるというので、最小限度をさういう外国からの非難をよけるための措置を講じようとしておるのであります。

第二の輸入の点につきましては、お話をごとく、外貨割当制度をやつておられます。この外貨割当制度をだんだん解除して参りますと、高値買い等の危険がござりまするから、私は、日本全国全体から申しまして、不當に原材料を高値買ひする、いわゆる過当競争等によるような場合におきましては、その特定品目につきまして、関係各省あるいは公取と相談して、特定品目につきましての制限をしようとしておるのであります。従つて、国民经济全体から申しまして、何らかに弊害が起ころないと考えます。もしそういう弊害が起つた場合には、それを取り消すことには法律上の規定があるのでございます。全体といたしまして、日本の貿易を拡大し、また、日本に対する非難を除去する建前でございます。何ら差しきえない、従つて、こういう点から

別紙

衆議院議員西村闇一君提出固定資産の評価基準改定に関する質問に対する答弁書
固定資産評価制度調査会において

は、二月十三日に「現在までの調査審議の結果」と題する新聞発表を行つたにとどまり、いまだなんらの答申がなされていない。

調査会における農地の評価基準に関する論議の概要是、右の新聞発表にもあるように、次のとおりである。

農地については、売買実例価格を基礎として評価する方法と耕作による収益額を資本還元して評価する方法が考えられるが、売買実例価格を

基礎とし、収益力をも考慮して評価する方法によるべきであるといふ意見と、耕作による収益額を資本還元として得た額を基礎とし、売買実例価格をも参考として評価する方法によるべきであるという意見があつ

た。前者の理由とするところは、この評価方法が他の資産との評価の均衡を確保するに適切な方法であること。仮に収益額を資本還元して評価する方法によるものとした場合においては、その収益額の算定（特に自家労賃のみかた）、資本還元率の決算等について客観的な基準が見いだしえないこと等の諸点にあつた。また、後者の理由とするところは、わ

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

昭和三十五年四月十五日 衆議院会議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

が国農業經營の実態からみて、農地の評価について売買実例価格を基礎

とすることは適切でないこと、小作料統制、米価決定等の例からみて収益額を資本還元して評価する方式に

ついて客観的基準を見いだすことが必ずしも不可能ではないこと等の諸点にあつた。両意見については、なお、調査審議を継続し、その結論を

求めるものとしている。

同調査会は昭和三十六年三月三十一日まで置かれることになつてゐるの
で、本年度内には最終的な答申がな

右答弁する。

衆議院会議録第十六号中正誤
三 二 当該他方の 当該

二段 行誤正

衆議院会議録第二十一号(その一)中
正誤

少段 行誤 正

定価一部十五円

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段三二一至三一教諭